

令和7年度 ショベルローダー等運転技能講習開催案内(31 時間講習)

陸災防岐阜県支部

労働安全衛生法により、最大荷重1トン以上のショベルローダー等の運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務につかせるときは「ショベルローダー等運転技能講習を修了した者」でなければ運転出来ないことになっています。

当支部は、岐阜労働局長から登録教習機関（登録番号第43号）として認可を受け、下記要領により技能講習を開催しますのでご案内申し上げます。【登録有効期間の満了日：令和11年3月31日】

記

1. 受講資格 自動車の普通運転免許以上を有する者

2. 講習日程及び定員 ※実技日程につきましては、ご希望にそえない場合もあります。

学科	実技（各日程いずれかの連続3日間）	定員
2月20日(金)	2月24日(火)～26日(木)	学科 20名 実技各 10名
	2月27日(金)、3月2日(月)、3月3日(火)	

3. 講習時間 学科 午前8時20分～午後5時30分
実技 午前8時～午後5時30分

※学科日および実技初日の受付は開始10分前までにお済ませください。

4. 講習会場 学科・実技 美濃加茂市太田町777

一般社団法人岐阜県トラック協会 緊急物資輸送センター

5. 受講申込手続き

受講希望者は、「ショベルローダー等運転技能講習申込書」に所要事項を記載し捺印の上、まずはFAX(058-279-5337)へ送信後、10日以内、受講日2週間前までには必要な書類等を添付し下記受付場所に送付ください。

(1) 受付場所 〒501-6133 岐阜市日置江2648-2

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 岐阜県支部

TEL 058-279-3718 FAX 058-279-5337

(2) 受講料・テキスト代は講習開始日10日前までにお願ひいたします。

受講料 41,300円・テキスト代 1,700円

講習費用合計 43,000円(うち消費税10% 3,909円)

銀行振込み先 十六銀行本店 普通預金231954

リクジョウカモツソウジギョウロウトウサカイボウシキョウカイフクシブ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岐阜県支部 宛です。

適格請求書発行事業者登録番号 T4010405001852

受講申込みを受け付けた方には、受講票を送付いたします。テキストは会場渡しとなります。尚、既納の受講料金の払い戻しは致しません。受講修了後に登録番号を付与したインボイス対応の領収書をお渡しいたします

(3) 受講申込書に添付を要する書類等

◇写真1枚(6か月以内に撮影した背景のない無帽・上半身・縦3.5cm×横2.5cm)

※写真は修了証に使用しますので、鮮明なものを添付(コピー機等での複製は不可)

◇自動車運転免許証の写し(コピー)1枚 住所変更等の記載がある場合は裏面もコピー

◇旧姓の併記は戸籍謄本、通称の併記は住民票等の証明書を添付してください。

留意事項「ショベルローダー」とは、車体前方に備えたショベルをリフトアームによりバラ物荷役を行う二輪駆動の車輛を言います。従って、四輪駆動のショベルは、車輛系建設機械の適用となりますので、本講習では資格が取得出来ません。